21　22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(3)　略］

22　23の欄は、3.456GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz帯、7.5GHz帯又は12GHz帯の周波数の電波を使用する無線局に限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計画を含めて記載すること。

23　24の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

24　25の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

25　26の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、14の欄において「―」を記載した場合は、添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

26　27、28及び29の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載すること。

27　30の欄は、次によること。

(1)　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［(2)　略］

［削る］

28　32の欄は、次により記載すること。

［(1)～(5)　略］

29　［略］

30　検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、４の欄、６の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び26の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

31　［略］

32　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

33　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

34　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

22　20の欄は、10の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(3)　同左］

23　21の欄は、3.456GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz帯、7.5GHz帯又は12GHz帯の周波数の電波を使用する無線局に限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計画を含めて記載すること。

24　22の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

25　23の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

26　24の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、□にレ印を付けることとする。ただし、13の欄において「―」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

27　25、26及び27の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載することとする。

28　28の欄は、次によること。

(1)　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号及び識別信号により明示すること。

［(2)　同左］

(3)　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

29　30の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

［(1)～(5)　同左］

30　［同左］

31　検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、４の欄、６の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び24の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

32　［同左］

33　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

34　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

35　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。